



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL 0254-22-4390
FAX 22-4705
2020.5.11
NO 2202

新型コロナ対策を新発田市に要請

新発田民商は4月22日、二階堂馨・新発田市長に中小事業者に対する新型コロナ対策の要請を行いました。要請には新発田民商の中村登会長、稲葉正美副会長、相馬俊彦事務局長が参加。共産党の加藤和雄市議、宮村幸男市議、佐藤真澄市議も同席しました。



要請内容は、国保税・介護保険

料・固定資産税の積極的な減免、市

独自の損失補償や給付金の支給、

家賃やリース料等の固定経費への

補助など5項目。民商会員から寄せられた実態や要望の一覧も示し

ながら要望を伝えました。

市長は、「1件たりとも倒産させることのないよう職員に指示している」と述べ、国保税等の減免は国の財源措置を踏まえて対応する、市独自の支援策として飲食業者への5万円の家賃補助と、国の持続化給付金受給までのつなぎ融資を行う、一般家庭の5月分の水道料金の減免を行うと回答しました。

家賃以外の固定費用の補助に関しては明言しなかったものの、民間金融機関からの借入金の返済猶予については各金融機関に要請したいと述べました。

対策はまだまだ不十分です。営業と生活を守るためにの施策を国や自治体に引き続き要望していきましょう。

雇用調整助成金の相談会を行います

新型コロナの影響で従業員を休業させ休業手当を支給したとき、休業手当の9割（4月28日現在）（今後10割になる見込み）を国が助成します。

新発田民商では、民商会員の社会保険労務士による「雇用調整助成金」相談会を行います。

◆日時 5月10日（日）午前10時～午後3時

◆会場 新発田民商事務所
(予約制ですので事前にお申し込みください)

コロナ関連支援制度を活用しましょう

(4月28日現在の情報です)

【新潟県の無利子融資】

新型コロナの影響で休業等により収入が減少した世帯が対象。貸付額は10万円以内（個人事業主等の特例20万円以内）で無利子。返済は2年以内、据置は1年以内。市町村の社会福祉協議会で受付。

【緊急小口資金の特別貸付】

新型コロナの影響で休業等により収入が減少した世帯が対象。貸付額は10万円以内（個人事業主等の特例20万円以内）で無利子。返済は2年以内、据置は1年以内。市町村の社会福祉協議会で受付。

【持続化給付金】

新型コロナの影響でひと月の売上が前年同月比で50%以上減少の事業者が対象。法人は200万円、個人事業者は100万円（但し、昨年1年間の売上からの減少分が上限）。5月1日からホームページ上にて申請受付開始。（裏面のチラシもご覧ください）

【新潟県の休業要請協力金】

新潟県の休業要請に応じて4月24日から5月6日までの全期間に休業や営業時間短縮に協力した事業者（休業対象施設）が対象。5月上旬からインターネット上で受付（郵送での申請も可）

【新発田市の家賃補助金】

通常、施設等を賃借して営業している市内事業者（休業対象施設）が、新潟県の休業要請に応じて休業した場合、5月分の家賃（5万円が上限）を補助。申請方法等は市のホームページでお知らせ。

相談等で民商事務所に来られるときは
事前に予約をお願いします。

・商工新聞5月4日号は休刊です。

5月21日（木）：弁護士による「法律相談」

（相談希望の方は事前にご予約ください）